

# 令和7年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

商工観光労働部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締 結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
高等技術専門学校	離職者等再就職訓練事 業委託(知識等習得 コース)	委託訓練 (OA事務基礎科(ITプ ラス)) (12月開講) 単価契約	令和7年10月6日 ~ 令和8年9月7日	株式会社ユウコム	6,020,250	国の単価契約限度額の中で、金額だけを決定要 素にせず、より就職に結びつく訓練を実施する 必要があり、競争入札に適しないことから、プロ ポーザル方式により契約の相手方を選定したた め。 * 債務負担行為を含む契約	2	4
高等技術専門学校	離職者等再就職訓練事 業委託(知識等習得 コース)	委託訓練 (Webクリエイター科) (12月開講) 単価契約	令和7年10月6日 ~ 令和8年8月8日	株式会社ビット	5,478,000	国の単価契約限度額の中で、金額だけを決定要 素にせず、より就職に結びつく訓練を実施する 必要があり、競争入札に適しないことから、プロ ポーザル方式により契約の相手方を選定したた め。 * 債務負担行為を含む契約	2	4